

# 公益社団法人 宇土法人会広報誌 ほうじん

NO.40  
平成29年1月発行  
編集・発行所  
〒869-0433 宇土市新小路町139  
市就業改善センター2F  
公益社団法人 宇土法人会  
TEL (0964) 22-3800  
FAX (0964) 22-3916



**法人会** 税のオピニオンリーダー それが経営者の団体「法人会」です。 [詳しくはWEBへ](#)

**法人会**  
法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。あなたもメンバーになりませんか？

法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」をテーマに活動する経営者の団体です。 [会員募集中](#) <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

目次	
新年のご挨拶……………	3～4
青年部会便り……………	5
女性部会便り……………	6
社会貢献活動……………	7～8
税制改正に関する提言……………	9
税理士に聞こう……………	10
事務局便り……………	15

法人会の基本的指針

法人会は

よき経営者をめぐるものとして  
会員の積極的な自己啓発を  
支援し  
納税意識の向上と  
企業経営および社会の  
健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ

めざします 企業の繁栄と社会への貢献(法人会)

(公社)宇土法人会





## 新年のごあいさつ

宇土税務署長 池田 祐一郎

新年明けましておめでとうございます。

平成29年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人宇土法人会会員の皆様方におかれましては、昨年の熊本地震による被災からの復興に向けて、御家族ともども希望に満ちた輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げますとともに、日頃から税務行政全般にわたり、深い御理解と格別の御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、宇土法人会におかれましては、「良き経営者をめざすものの団体」として、正しい税知識の普及や納税道義の高揚を図るため、活発な会活動を展開され、地域社会の発展に大きく貢献されております。

特に、社会貢献活動のひとつでもあります租税教育に関しましては、管内小中学校を対象にした税の作品の募集活動や租税教室への講師派遣など、次世代を担う児童・生徒を対象にした正しい税知識の普及と納税道義の高揚に努められております。

また、会員に対する研修会として、「財務会計」や「災害に対する税制上の措置」をテーマに開催されるなど、時代の動きや地域の情勢を的確に捉えた事業活動を実施されています。

このような取組みは、ひとえに岡村会長をはじめ役員の皆様方のひたむきな熱意と会員の皆様方の法人会活動に対する温かい御理解があって初めて成し得るものであり、心から

敬意を表します。

ところで、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、税務行政に携わる私どもとしては、国税庁に与えられた「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たしていくためには、国民の皆様方の目線に立ち、社会の変化や要請に的確に対応した税務行政を推進し、納税者の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

こうした中、社会保障・税番号制度につきましては、本年1月以降、所得税等の確定申告書や法定調書等への個人番号及び法人番号の記載が本格化しますが、制度の円滑な導入及び定着のため、会員の皆様におかれましても、個人番号に関する事務手続の適切な実施をお願いいたします。

また、宇土法人会の皆様方には、e-Taxの一層の利用促進はもとより、源泉所得税等を簡単な操作で、届出した預貯金口座からの振替により即時又は指定した期日に納付ができるダイレクト納付の利用普及及び定着につきましても、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、この新しい年が自然災害等のない平穏な年になりますとともに、公益社団法人宇土法人会の更なる御発展並びに会員の皆様方の御健勝と会員企業のますますの御繁栄を心から祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

# 青年部会便り

青年部会長 九谷 高弘

## 献血活動について

毎年行っています献血事業につきましては、これまで多くの方々よりご協力を戴き感謝申し上げます。  
輸血用の血液が冬季に不足している状況が続いており、例年厳寒期に献血事業に取り組んでいますが、法人会会員企業の役員、従業員の皆様によるご協力と併せまして、一般住民への献血呼びかけをよろしくお願い致します。

献血日時 平成29年2月6日(月) 10時~16時  
会 場 宇土シティモール 駐車場

## 熊本地震被災者支援活動

県青連協による、被災者支援活動のために、青連協において実行委員会を立ち上げ、支援内容等の協議を重ねているところであり、早期の支援活動ができるよう予定しています。

## 税についての作品展を実施しました

小中学生の夏休み期間を利用し、税についての「作文・ポスター・書道」を募集し、応募総数1,091点の中から優秀作品46点を、11月の「税を考える週間」に併せ、各学校において表彰式を行いました。

優秀作品については、宇土税務署等に展示し、「税についての作品集」を発行し、入賞者や関係機関への配布を行っています。

## イルミネーションを設置しました

熊本地震による震災復興の願いを込め、松橋駅前通りの「街なか図書館・濱まち」にイルミネーションを設置し、通りの賑わいを感じてもらえるよう工夫しています。



## 租税教室の実施

平成28年12月1日に宇土税務署の協力を得て、宇城市立豊野小学校の6年生を対象に、DVDでの身近な税の話や税金クイズ等を行い、宇城市危機管理課から地震災害の教訓を生かした「税と防災について」の講義を行い、次代を担う子供たちに税に対する理解を深めてもらう事を目的として開催いたしました。



## 熊本県法人会「青年の集い阿蘇大会」への参加

平成28年10月7日・8日の日程で、県内会員等200名の参加の中に盛大に開催され、第1部式典において、震災復興へ踏み出す「阿蘇から元気を！阿蘇から希望を」の大会宣言を採択し、被災された阿蘇地域の会員企業を招き、「熊本地震から復興に向けて」のパネルディスカッションが行われました。

第2部においては公開講演会が開催され、講師には講演家の的場亮氏を迎え「ありがとうの数だけ人生は変わる」の演題で講演が行われました。交流会においては、他法人会の会員と有意義な懇談が行われ異業種の皆さんとの親交を深めたところです。

### (公社) 宇土法人会 青年部会役員

							役			副	部
							員	〃	〃	部	会
										会	長
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	会	長
村	宮	岡	永	西	坂	柴	岡	光	溝	本	九
上	田	村	目	村	本	田	崎	井	見	多	谷
公	良	健	裕	文	光	正	浩	博	友	竜	高
一	一	志	郎	男	郎	樹	信	幸	一	三	弘

# 女性部会便り

女性部会長 豊田 紀代美

## 「熊本県法人会・女性の集い」に参加しました

平成28年度は県法連女連協主催のもとに、10月27日に熊本ホテルキャッスルを会場として、県下の会員他150名の参加により、式典に続き講演会が開催され、前衆議院議員、西川京子氏による「世界の中の日本ー今、女性としてどう生きるー」の演題で女性としての生き方についての講演が行われ、大変有意義な女性の集いとなりました。

## 税についての絵はがきコンクールの実施

管内小学校5・6年生を対象に、12月に「税についての絵はがき」を募集しました。1月には作品の回収を行い、その後優秀作品の表彰等を行い税の大切さを啓発しています。

## 租税教室の実施

平成28年10月12日に、宇土税務署の協力を得て宇城市立豊川小学校へ出向き、税に対する理解と知識を深めてもらうため、6年生を対象に身近な税についての説明を行い、税金クイズ等を行ったところであります。



この取り組みは、未来を担う子供たちに学校や家庭、又は地域社会における身近な体験から「税」に関心をもって戴く目的で活動しているものであります。

## 県女連協主催の被災者支援事業の実施

熊本地震において特に甚大な被害を被った益城町の被災者を対象として、7月から8月に5回開催しました。

この活動は、延べ200名の方を招待し、貸切バスにて益城町から甲佐町の温泉施設まで送迎し、温泉入浴と昼食サービスを行い大変喜ばれたところであります。

### (公社)宇土法人会 女性部会役員

					役	副	部
					員	部	会
						会	長
						長	
上	吉	丘	加	西	久	作	豊
村	富		藤	村	保	守	田
絹	孝	康	紀	里	澄	順	紀
代	子	子	子	美	代	子	代

# 社会貢献活動報告

## 平成28年度税の啓発及び地域社会貢献活動状況

### ○総会記念講演会

実施時期 平成28年6月2日  
 会場 松橋ホワイトパレス  
 演題 「法人の資金繰り改革」  
 講師 (株)エフアンドエム  
 小北真吾氏



### ○豊野震災復興祭支援事業

実施時期 平成28年10月2日  
 場所 宇城市豊野町  
 協賛 豊野支部



### ○税についての作品募集・表彰

実施時期 平成28年7月～11月  
 対象者 管内全小中学生  
 募集作品 作文(中学生)・ポスター・書道  
 主管 青年部会



### ○租税教室

実施時期 平成28年10月12日  
 会場 宇城市立豊川小学校  
 主管 女性部会

### ○地域イベント参加(うき灯り)

実施時期 平成28年10月29日  
 場所 ウイングまつばせ  
 協賛 松橋支部

### ○宇土市花いっぱい運動(花苗寄贈)

実施時期 平成28年11月26日  
 場所 宇土市中央公園  
 協賛 本部



### ○財務会計研修会

実施時期 平成28年9月～11月(6回開催)  
 会場 宇城市インダストリアル研修館  
 主管 本部  
 共催 宇土間税会



○税についての下敷寄贈

実施時期 平成28年11月  
対象者 管内全中学生  
主管 本部

○税についての絵はがきコンクール  
(小学校6年生対象)

実施時期 平成28年12月  
対象者 管内小学生  
主管 女性部会

○税制改正に関する提言活動

実施時期 平成28年11月28日  
対象者 宇土市長・宇土市議会議長

○献血活動

(日赤献血車による採血)  
実施時期 平成29年2月6日(予定)  
場所 宇土シティモール  
主管 青年部会

○租税教室

実施時期 平成28年12月1日  
会場 宇城市立豊野小学校  
主管 青年部会

○税務相談会

実施時期 平成29年2月18日(予定)  
場所 宇土シティモール  
主管 本部  
共催 南九州税理士会宇土支部

○イルミネーション設置

実施時期 平成28年12月7日  
場所 松橋駅前通り「街なか図書館・濱  
まち」  
主管 青年部会

## 平成29年度税制改正スローガン

[総論]

経済の再生と財政健全化を目指し、  
歳出・歳入の一体的改革を！

適正な負担と給付の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を！

[法人税]

中小企業の重要性を認識し、  
活性化に資する税制措置の拡充を！

[事業承継税制]

中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を！



## 平成29年度税制改正に関する提言（重点項目）

### 国税関係

#### 1、税・財政改革のあり方

- (1) 税・財政改革のあり方
- (2) 社会保障制度に対する基本的考え方
- (3) 行政改革の徹底
- (4) 消費税引き上げに伴う対応措置

#### 2、経済活性化と中小企業対策

- (1) 中小法人の軽減税率15%の本則化と適用所得金額を1,600万円程度に引き上げる
- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充し本則化すべきである

#### 3、事業承継税制の拡充

- (1) 事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業継承制税制の創設が求められる
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

### 地方税関係

- (1) 固定資産税は、都市計画税と併せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。
- (2) 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3) 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4) 法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

# ●そうだ、税理士に聞こう●

税理士はあなたの暮らしのパートナー  
税理士はこんな仕事をしています

- ◆税に関する書類の作成申告・代理・相談など
- ◆会計業務～会計帳簿の作成や指導・財務書類の作成・指導など
- ◆税務訴訟の補佐人として弁護士と共に裁判所で陳述します
- ◆会計参与として株式会社の計算書類を会社と共同して作成します
- ◆事業発展のお手伝い～会社の運営や事業継承の相談など
- ◆税理士は秘密を守ります。安心してご相談ください。

※偽者にご注意、税理士は税理士証票を持ち「バッジ」をつけています。

## 南九州税理士会 宇土支部 会員名簿

平成28年12月1日現在

税理士	住 所	電話番号
厚坂 登	宇土市松原町25-1	0964-22-3098
井本 英一	宇土市南段原町67-3 あさひ税理士法人	0964-22-0841
尾沢 安治郎	宇土市新小路町104-30	0964-22-5760
甲斐 丈晴	宇土市南段原町79-5	0964-23-5877
甲斐 正信	宇土市南段原町79-5	0964-23-5877
齊藤 哲哉	宇土市境目町654	0964-23-2035
清田 道子	宇城市松橋町萩尾1156-11	0964-53-9141
園田 悟	宇土市松山町1720	0964-23-3012
高橋 静一郎	宇城市小川町江頭50-16 税理士法人高橋会計事務所 小川事務所	0964-43-4628
橋本 伸夫	宇城市松橋町きらら2-3-13	0964-33-5498
古川 雅敏	宇土市南段原町67-3 あさひ税理士法人	0964-22-0841
丸山 洋史	宇城市小川町新田出1325-103	0964-53-9513
村上 浩之	宇土市本町6-29 九州第一税理士法人 熊本事務所	0964-31-7065
森下 徹	宇城市不知火町御領731 千里殖産ビル2F	0964-32-0246
山口 員義	宇土市北段原町16-3	0964-26-1515
山口 真太郎	宇土市北段原町16-3	0964-26-1515
山田 崇博	宇城市松橋町松橋579-3	0964-32-2200
米田 敏	宇土市入地町6-10	0964-23-5693
あさひ税理士法人	宇土市南段原町67-3	0964-22-0841
九州第一税理士法人熊本事務所	宇土市本町6-29	0964-31-7065
税理士法人高橋会計事務所小川事務所	宇城市小川町江頭50-16	0964-43-4628

## 平成28年熊本地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

このたびの地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

今回の災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置(手続)等がありますのでご確認ください。

### I 国税に関する申告・納付等の期限について

- 熊本県のうち一部市町村(熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村)を除いた地域の納税者の方の、平成28年4月14日から平成28年11月29日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、平成28年11月30日(水)となります。  
なお、熊本市、御船町、益城町、西原村及び南阿蘇村の納税者の方の、平成28年4月14日から平成28年12月15日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、平成28年12月16日(金)となります。
- 上記期限までに申告・納付等ができない場合には、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

### II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

### III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

#### 1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告で①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

	所得税法(雑損控除)	災害減免法								
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 (棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産 <sup>(注1)</sup> は除かれます。)	住宅や家財 ただし、損失額 <sup>(注2)</sup> が住宅や家財の価額の2分の1以上であることが必要です。								
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方の金額です。 ① $\text{損失額}^{(注2)} - \text{所得金額の} \frac{1}{10}$ ② $\text{損失額}^{(注2)} \text{のうち災害関連支出の金額} - 5 \text{万円}$ ※「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	軽減額等は次のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その年分の所得金額</th> <th>所得税及び復興特別所得税の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
その年分の所得金額	所得税及び復興特別所得税の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。</li> <li>災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。</li> <li>災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年(やむを得ない事情がある場合には3年)以内に支出したものが対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。</li> <li>減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。</li> </ul>								

(注) 1 生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補填される金額を控除した金額をいいます。

## 2. 雑損控除の適用における「損失額の合理的な計算方法」

雑損控除の計算において、災害により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

### 1 住宅に対する損失額の計算

#### ① 取得価額が明らかな場合

住宅の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額 (注1、2)} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費 (注3)}) \times \text{被害割合 (注4)}$$

- (注) 1 保険金、共済金及び損害賠償金などで補填される金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます(以下同じです。)  
 2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用(修繕費)が含まれます(以下同じです。)  
 3 減価償却費の計算は、次のとおりです(以下同じです。)

$$\text{減価償却費} = \text{取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数 (1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。)}$$

なお、償却率は4ページの別表1「非業務用資産の償却率」をご覧ください。

- 4 被害割合については、被害状況に応じて、4ページの別表2「被害割合表」により求めた被害割合とします(以下同じです。)

#### ② 取得価額が明らかでない場合

住宅の所在する地域及び構造の別により、4ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」により求めた住宅の1㎡当たりの工事費用に、その住宅の総床面積(事業用部分を除きます。)を乗じた金額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = [(\text{1㎡当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

- (注) 4ページの別表3「地域別・構造別の工事費用表(1㎡当たり)」について、該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用として差し支えありません。

### 2 家財に対する損失額の計算

(生活に通常必要な動産で、3に該当するものを除きます。)

#### ① 取得価額が明らかな場合

各家財の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

#### ② 取得価額が明らかでない場合

家族構成等の別により4ページの別表4「家族構成別家庭用財産評価額」により求めた家族構成別家庭用財産評価額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額} \times \text{被害割合}$$

### 3 車両に対する損失額の計算

生活に通常必要な車両に限り、その車両の取得価額から、その取得の時から損失を生じた時までの期間の減価償却費の額の合計額を差し引いた金額に、被害割合を乗じた金額とします。

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

- (注) 車両は、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

#### IV 災害により事業用資産などに被害を受けた個人事業者の方

災害により事業用資産や棚卸資産などに被害を受けた個人事業者の方は、その損失の金額を事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入することができます（保険金などにより補填される部分の金額は、必要経費に算入されません。）。

また、損益通算してもなお引ききれなかった損失の金額（以下「純損失」といいます。）がある場合には、次のように取り扱います。

- ・ 青色申告の場合  
純損失の金額を、その年の前年に繰り戻して還付の請求をするか、又はその年の翌年以後3年間に繰り越して、総所得金額等の計算上控除されます。
- ・ 白色申告の場合  
純損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額があるときは、その部分の金額は、翌年以後3年間に繰り越して、総所得金額等の計算上控除されます。

#### V 災害による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例

災害により被害を受けた事業者が、災害の生じた日の属する課税期間について、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合（受けることの必要がなくなった場合）には、災害がやんだ日から2月以内に所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、災害の生じた日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けること（適用をやめること）ができます。（事業用資産や棚卸資産などに相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要となった場合などに適用されます。）

#### VI リ災証明書の添付又は提示について

「リ災証明書」は、災害により家屋に被害を受けた場合、その被害を受けた方が市区町村に被害の状況を申告した後、その市区町村がその状況を確認した上で発行されるものです。

この証明書には、例えば、リ災原因や、全壊や半壊など家屋についての被害状況等が表示されていることから、確定申告で「所得税及び復興特別所得税の全部又は一部の軽減」を受けられる場合の被害割合を判定する際の目安となるものです。

税務署では、申告書等を提出する際に「リ災証明書」を添付していただくか、又は提示していただくようお願いしております。

#### ～ 見舞金等を受け取られた場合について ～

個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取られた場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

#### ▼ 熊本国税局ホームページ

災害等のあったときの税務上の取扱いに関する照会事例を取りまとめた「平成28年4月の熊本地震災害により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）FAQ」を熊本国税局ホームページに掲載しております。

#### ▼ 電話相談・税務署窓口でのご相談

このリーフレットの内容などに関して、ご質問・ご不明な点などがございましたら、税務署にお気軽にお問い合わせください。

税務署窓口でのご相談は、お待ちいただくことなくご相談に対応できるよう、お電話で事前に相談日時をご予約いただいております（ご予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。）。

**別表1 非業務用資産の償却率**

① 建物

建物の構造	耐用年数	償却率	
鉄筋鉄骨コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	70年	0.015	
れんが造、石造又はブロック造	57年	0.018	
金属造	骨格材の肉厚4mm超	51年	0.020
	骨格材の肉厚3mm超4mm以下	40年	0.025
	骨格材の肉厚3mm以下	28年	0.036
木造又は合成樹脂造	33年	0.031	
木骨モルタル造	30年	0.034	

② 車両

種別	耐用年数	償却率
普通自動車	9年	0.111
軽自動車 (総排気量660cc以下のもの)	6年	0.166

(注) 1 耐用年数は、通常の耐用年数を1.5倍したものとなっています。  
2 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

**別表2 被害割合表**

区分	被害区分	被害割合		摘要
		住宅	家財	
損壊	全壊・流失・埋没・倒壊	%	%	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合
	(倒壊に準ずるものを含む)	100	100	
	半壊	50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の20%以上50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の20%以上70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損	5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

**別表3 地域別・構造別の工事費用表(1㎡あたり)**

	木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
	千円	千円	千円	千円
福岡	(156)	(185)	(181)	(201)
佐賀	(154)	(122)	(183)	(189)
長崎	(158)	(181)	(177)	(190)
熊本	(156)	(65)	(167)	(189)
大分	(151)	284	(172)	(206)
宮崎	(143)	(174)	(193)	(182)
鹿児島	(155)	—	(190)	(185)
全国平均	166	233	232	219

(注) 該当する地域の工事費用が全国平均を下回る場合又は値が存在しない場合(かっこ書き)のその地域の工事費用については、全国平均の工事費用を用いて差し支えありません。

**別表4 家族構成別家庭用財産評価額**

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
~ 29	500	300
30 ~ 39	800	
40 ~ 49	1,100	
50 ~	1,150	

(注) 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。



今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業とご家族の皆様へ  
安心をお届けしてまいります  
本年も何卒よろしくお願ひ申しあげます

平成二十九年

西

〈引受保険会社〉 「生きる」を創る。 **アフラック** 熊本支社  
**Aflac** 法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505  
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。 受付時間 / 9:00~17:00 (土・日・祝日除く)

事務局便り

## 法人会の会員募集中

法人会では、会員の増強拡大に努めています。

企業を守るための福利厚生制度の利用や、各種研修会などに参加しいろいろな人と繋がりが出来、企業の繁栄に役立ち、地域社会での幅広い活動が出来ます。

※会員の皆様のお知り合い等で、法人会へ入会されていない法人事業者の方がおられましたら、ぜひ入会をお勧め戴きますようお願いいたします。

入会申込書は法人会事務局へ連絡いただければ、お届けします

公益社団法人 宇土法人会

宇土市新小路町139

TEL 0964-22-3800 FAX 0964-22-3916

ホームページアドレス(URL) <http://www.uto-houjinkai.or.jp>

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

#### 病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にくわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

#### 事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い  
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 **約54.9%**

事故・けがによる

身体障がい者数の割合 **約14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれ減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIUのベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成28年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

大同生命保険株式会社

熊本支社/熊本県熊本市中央区中央街3-8  
TEL 096-354-4584

AIU損害保険株式会社

熊本支店/熊本県熊本市中央区草葉町4-20  
(富士火災熊本ビル5F) TEL 096-352-6511